

令和4年9月13日招集
令和4年 棚倉町議会定例会9月会議提出議案町長説明要旨

本日ここに、令和4年棚倉町議会定例会9月会議の開催にあたり、御出席を賜り心より感謝を申し上げます。

提出議案の説明に先立ち、町政の現況について御報告申し上げます。

まず、7月末の降雨による被害の状況についてであります。林道1路線のほか農地や農業用施設において法面崩落等の被害が発生しておりますので、早期に復旧工事を行い、農林業用施設等の安全の確保に努めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症についてであります。全国的に第7波による感染拡大が続いており、1日当たりの新規陽性者数が前の週の同じ曜日を下回る日が続くなど減少傾向にあるものの、引き続き高い水準で推移しております。県内においても、全国と同様に減少傾向にあるものの、新規陽性者数は高止まりの状況にあり、医療体制が危機的状況にあることから9月19日まで、県内全域に「福島県医療非常事態宣言」及び「BA.5対策強化宣言」が発出されているところであります。

本町におきましても、7月以降感染者が増加しており、子どもを含む家庭内感染のほか、20代から50代を中心に幅広い年代で新規陽性者が確認されております。直近のゲノム解析の結果では、感染力の強いオミクロン株BA.5系統の割合が99%となっており、誰もが、いつ感染してもおかしくない状況にありますので、町民の皆様には改めて、感染防止対策の徹底をお願いしますとともに、特に、次の2点について御協力をお願いします。

一つ目は、学校における感染対策です。学校等においてクラスターを発生させないよう、発熱や咳等の症状が少しでもある場合には、登校や登園を控えていただくとともに、御家族に症状がある場合にも、登校や登園について学校等に御相談いただくようお願いいたします。また、学校活動や部活動などを行う際には、マスクの正しい着用、人と人との距離の確保、十分な換気など、感染対策の徹底をお願いします。

二つ目は、事業所における感染対策です。まず、事業所内における手指消毒やマスクの正しい着用、十分な換気等の基本対策が重要であり、さらに在宅勤務など人と人との接触を減らす取り組みも効果的です。職場内に感染を広げないように、従業員等の日々の健康管理を徹底するとともに、休みやすい環境づくりをお願いします。

次に、新型コロナワクチンの接種状況についてであります。3回目接種完了後5か月を経過した60歳以上の方及び18歳以上の方で基礎疾患のある方を対象に4回目のワクチン接種を実施しており、8月末現在の60歳以上の方の接種率は、

84. 5%、18歳以上の基礎疾患を有する方や医療従事者などについては、206人の方が接種済みとなっております。

なお、国では、オミクロン株に対応したワクチンの追加接種の実施方針を示しており、具体的な接種体制などが決まり次第、迅速に対応してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対応緊急経済対策支援事業として実施しております「たなぐら応援クーポン券事業」についてであります。先月1日から登録された町内151箇所の飲食店や事業所などで、順調に利用されているところであります。8月末現在のクーポン券の利用状況は、金額で3千522万3千円、率で26%となっております。このクーポン券事業を通して、町民の皆様の生活支援を図りながら消費の喚起を促し、併せて町内事業所等の利用促進を図ってまいります。

次に、昨年好評をいただきました「わくわく！たなぐらスタンプラリー」についてであります。今年も県のサポート事業を活用し10月1日から12月31日の期間で実施いたします。今年も、参加事業所前に掲出する暖簾を新たなデザインで新調することとしており、この暖簾がスタンプラリーの目印となり、利用のしやすさと街並み景観づくりに配慮しながら、町内経済の活性化と新たな観光誘客に努めてまいりますので、皆様の積極的な参加をお願いします。

次に、今年度の小学6年生と中学3年生の全国学力・学習状況調査の本町の結果についてであります。小学校の国語、算数及び理科については、県及び全国平均を一部の学校では上回っているものの、それ以外については、ほぼ同程度か下回る結果となっております。中学校については、国語、数学及び理科が県及び全国平均を下回る結果となりました。今後は、この結果を分析し学習指導の改善・充実に努めてまいります。

また、同時に実施した児童、生徒質問紙調査を見ると、「自分でやると決めたことは、やり遂げるようにしていますか」や「将来の夢や目標を持っていますか」の問いに対する肯定的な回答割合が県及び全国平均より高い結果となりました。引き続き、未来を担う子どもたちの資質・能力を地域との連携の中で育てるとともに、授業改善に取り組みながら、キャリア教育を推進してまいります。

次に、市町村対抗の各種スポーツ大会についてであります。9月10日に野球の1回戦が行われ、開成山球場のオープニングゲームで檜葉町に勝利し、2回戦進出を決めております。ソフトボールにつきましては、10月8日に三春町との1回戦が予定されており、ふくしま駅伝につきましては、11月21日に開催される予定となっております。各競技とも選手一丸となって上位入賞を目指して練習に励んでおり、本町のチームらしいハツラツとしたプレーや走りを期待しているところで

あります。

次に、文化財展についてであります。11月19日から27日にかけて、歴史的建造物八槻家住宅において秋の文化財展の開催を予定しており、本町の持つ歴史的資源の魅力を広くPRし、多くの方々に御来場いただきたいと考えております。

次に、6月会議に事故繰越の報告をしました下志宝堰災害復旧工事についてであります。工事については6月30日に完成し、7月8日に竣工検査を行い同日付けで引き渡しを受け、その後、受益者へ管理の引き渡しをしたところであります。

また、当該工事につきましては、補助災害復旧工事を廃止としたことに伴い、2年度に町が受領した国庫補助金1,373万5,260円の返還を国から求められておりますので、補正予算に返還金を計上したところであります。

なお、補助災害復旧工事が廃止となり、返還金を含め国庫補助金の交付を受けられなくなったことなどの損害については、受注者に損害賠償を請求するとともに、原因調査を厳正に行い、再発防止に努めてまいります。

さて、本定例会に提出いたします議案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく報告1件、令和4年度棚倉町一般会計及び特別会計の補正予算に関する議案3件、条例の一部改正議案1件、令和3年度棚倉町一般会計及び特別会計並びに上水道事業会計の決算認定に関する議案9件の総数14件であり、その概要を御説明申し上げます。

まず、報告第9号 令和3年度決算に基づく地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、報告をするものであります。

次に、議案第32号 令和4年度棚倉町一般会計補正予算についてであります。主な内容は、歳入においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとする国庫支出金のほか、県支出金、繰越金、町債等の増額補正であり、歳出においては、年度内に完了すべく新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として、小・中学校の手洗い場の水栓化及び通信ネットワーク設備の増設、公共施設予約システムの導入など7事業を計上したほか、町県民税非課税世帯のうち、65歳以上の高齢世帯、障がい者のいる世帯及びひとり親世帯に対して、1世帯当たり7千円を給付する事業、ルネサンス棚倉周辺山林の伐採事業及び7月末の降雨より被災した水路4箇所、農道7箇所、農地の法面崩落14箇所及び林道1路線に係る災害復旧事業費など、緊急かつ必要な事務事業に係る経費の増額補正であります。

次に、議案第33号 令和4年度棚倉町国民健康保険特別会計補正予算についてありますが、主な内容はマイナンバーカードの健康保険証利用申込支援等に係る経費及び3年度の精算に伴う国庫支出金及び県支出金に係る返還金の増額補正であります。

次に、議案第34号 令和4年度棚倉町介護保険特別会計補正予算についてありますが、主な内容は、3年度の精算に伴う基金積立金及び返還金等の増額補正であります。

次に、議案第35号 棚倉町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてありますが、地方公務員の育児休業等に関する法律等が改正されたことに伴い、非常勤職員の育児休業の取得要件等について、所要の改正をしようとするものであります。

次に、認定第1号 令和3年度棚倉町一般会計決算認定についてありますが、3年度における本町財政につきましては、歳入では地方消費税交付金、地方特例交付金、寄附金等が増額となりましたが、町税、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰越金等が前年度に比べ減額となり、歳入合計は82億3,482万5千円で、前年度比20億1,652万2千円の減、率で19.7%の減となりました。

また、歳出では、新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時特別給付金事業や緊急経済対策支援事業、街灯LED化事業及び道路メンテナンス事業などで増額となりましたが、道路等側溝堆積物撤去処理事業や新型コロナウイルス感染拡大防止支援対策特別定額給付金事業が前年度で終了したことにより、歳出合計は、前年度比20億9,512万8千円の減、率で21.3%減の77億4,866万4千円となりました。

その結果、歳入歳出差引残額は、4億8,616万1千円となり、このうち翌年度へ繰越すべき財源4,474万2千円と、財政調整基金への繰入額2億2,100万円を除いた残額を4年度に繰越したところであります。

次に、認定第2号 令和3年度棚倉町国民健康保険特別会計決算認定についてありますが、3年度の棚倉町国民健康保険特別会計決算は、歳入総額14億1,847万2千円に対し、歳出総額は13億7,546万2千円となり、歳入歳出差引残額4,301万円については、4年度に繰越したところであります。

この剰余金は、歳入において国民健康保険税の徴収率及び県補助金等が見込を上回ったことが主な要因であります。その結果、この剰余金を繰越金とし4年度の国保税本算定時の歳入財源とし、保険税の軽減を図ったところであります。

町としましては、今後とも町民の暮らしと健康を守る基礎的な社会保障制度として、国民健康保険事業の健全な運営に努めてまいります。

次に、認定第3号 令和3年度棚倉町後期高齢者医療特別会計決算認定について
認定第4号 令和3年度棚倉町介護保険特別会計決算認定について
認定第5号 令和3年度棚倉町簡易水道事業特別会計決算認定について
認定第6号 令和3年度棚倉町公共下水道事業特別会計決算認定について
認定第7号 令和3年度棚倉町農業集落排水事業特別会計決算認定について
認定第8号 令和3年度棚倉町霊園整備事業特別会計決算認定については、それぞれ会計目的に沿った事業を実施したところであり、それぞれの会計別決算の詳細につきましては、各会計の決算事項別明細書及び主要施策の成果に関する説明書のとおりであります。

次に、認定第9号 令和3年度棚倉町上水道事業会計決算認定についてであります。3年度の上水道事業の業務概要につきましては、給水世帯で4,792世帯、給水人口は1万2,516人、年間総有収水量は124万9,853立方メートルになり、前年度対比1.4%の減となりました。

決算につきましては、給水収益で前年度比0.9%の減となり、収益的収入で3億5,428万8千円、収益的支出で3億1,792万2千円となり、単年度純利益は3,636万6千円となりました。

また、資本的収入は1億9,807万4千円、資本的支出は3億1,639万6千円となり、支出額に対する収入不足額については、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、建設改良積立金により補填し、決算したものであります。

以上が本定例会に提出いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、それぞれ主管課長より説明させますので、慎重御審議の上、御議決並びに御認定を賜りますようお願いを申し上げ、提出議案の説明といたします。